

令和6年3月29日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

袖ヶ浦市行政改革推進委員会

会長 安枝 玲司



第7次行政改革大綱アクションプラン取組内容の変更について

(答申)

諮問のありましたこのことについて、当委員会で審議した結果、下記のとおり答申します。

記

袖ヶ浦市では、令和2年3月に第7次行政改革大綱及び同アクションプランを策定し、将来にわたり安定した行政サービスを提供できる行財政運営の確立を基本理念として、取組を行ってきました。

本年度より第7次行政改革大綱実施期間が後半に入ったことからも、同アクションプランにおいて掲げる各取組の目指すべき改革の効果を実現するにあたっては、各取組内容の柔軟な見直しが求められます。

また、絶えず変化する社会情勢や発達する技術に対し、本市においても更なる行政改革の推進に向け柔軟に対応し、新たな取組に着手することが求められます。

そのため、今回諮問された「第7次行政改革大綱アクションプラン取組内容の変更について」は同大綱の実施に向け必要な変更であると判断します。

なお、諮問された案件のほかに、審議の過程において各委員から出された意見の中で、今後の改革の推進にあたって考慮すべき事項などを次のとおり示しますので、これらについて留意するとともに、今後求められている行政改革に取り組まれるようお願いします。

- 1 災害時のドローン活用について、操縦できる人材の育成や専門業者との協定の締結等を進めてもらいたい。
- 2 新たなツールの導入時には先行導入による成功事例を生み出してから横展開をするなど工夫すること。